

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	財務部	納税課
指 摘 の 内 容	<p>債権管理に関するシステムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債権一元管理システムについて、納税課において改めて現状に関して、利用状況等を検証するとともに、システムを活用した債権管理を行うよう是正されたい。</li> </ul>	
	講 じ た 措 置 の 内 容	<p>今回改めてシステム導入課へシステム利用状況等の調査をしたところ、システムの操作方法、活用方法が分からないなどの理由から、納税課以外ではほとんど利用されていないことが判明いたしました。</p> <p>稼働時より庁内ネットワークに操作マニュアルの掲載や納税課による官報情報の提供などを行っていましたが、システム稼働時の説明不足や継続したシステム取り扱いの説明会、有効利用の検討など導入各課との連携不足が原因と考えます。</p> <p>今回の指摘を受け、これまでのシステム利用状況及び導入課からの意見を踏まえ、より効果的な活用方法を導入課と継続的協議を行いながら、システムの有効活用を図るとともに、先進自治体の債権管理の状況やシステム管理方法の調査を行い、効率的な債権管理の構築に努めてまいります。</p> <p>なお、強制徴収公債権である介護保険料、後期高齢者医療保険料については、一元徴収の先進地などを調査した結果、市税徴収の豊富な経験とノウハウによって適正かつ効率的な債権管理が可能となることから、本市においても市税等との一元徴収を令和3年度から開始するため調整を行っているところであります。</p>

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。